

## 平成21年5月臨時議会

5月臨時議会が5月26日に開かれました。  
可決された案件の概要をお知らせします。

### 条例の改正

- ▼鏡野町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
：町長・副町長の6月に支給する期末手当0・15箇月凍結
- ▼鏡野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
：教育長の6月に支給する期末・勤勉手当0・2箇月凍結
- ▼鏡野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
：職員の6月に支給する期末・勤勉手当0・2箇月凍結
- ▼鏡野町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
：議員の6月に支給する期末手当0・15箇月凍結

## 「道路交通法が一部改正されます。」

平成21年6月から道路交通法が一部改正されました。主な改正点は下記のとおりです。交通安全には十分に注意し、事故のない安心して暮らせる町にしましょう。

### ○75歳以上の方が免許を更新する場合に、「講習予備検査」が必要になります。

75歳以上の免許更新をされる方は、「高齢者講習」の前に「講習予備検査」を受け、その検査結果に基づいた「高齢者講習」をうけなければなりません。この理由として、75歳以上の高齢ドライバーによる死亡事故件数は、10年前の約1.4倍となっており、その特徴には、運転に必要な認知機能（記憶力、判断力）の低下が原因と見られるものが多くなっているからです。

### ○飲酒運転など悪質・危険な違反の点数が大幅アップし、前歴や累計点なしでも一発取消しとなる場合があります。

また、特に悪質・危険な違反を「特定違反行為」と定め、「一般違反行為」と区分することとなります。「特定違反行為」は、●運転殺人等 ●運転傷害等 ●危険運転致死 ●危険運転致傷 ●酒酔い運転 ●麻薬等運転 ●救護義務違反 などです。

### ○免許取消し後の欠格期間が大幅に延長され、最長10年間、免許を受けることが不可能になります。

## 平成21年度認知症高齢者グループホーム開設希望事業者の意向確認について

●趣旨 鏡野町では、第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度に整備を予定している認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の開設を希望する事業者を把握するために行います。

●募集区域 鏡野町 【奥津・上齋原・富地域】

●募集箇所 1ユニット（定員9名）

### ●開設の要件（主なもの）

- (1) 設置主体は、法人であること。
- (2) 建設用地は、面積、形状、道路付、給排水、関係法令の規制等の点から支障がないこと。
- (3) 鏡野町の指定した期日に着工・完成できること。（原則、平成22年4月1日に開設）

●その他 今回、事業所開設（新設、増改築）において、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が受けられます。（グループホーム1施設あたり、2,625万円）

### ●今後のスケジュール

- ①開設希望状況のとりまとめの結果、改めて公募を実施いたします。
- ②公募の結果、希望事業者が複数の場合は、各種審査の上、面接等を行い、総合的な評価を行い決定します。

■上記により、開設を希望される事業者（法人）の方は、下記までお知らせください。

### ▼取りまとめ受付期間

平成21年6月15日（月）～平成21年7月31日（金）

### ▼お問い合わせ先

鏡野町役場 福祉課 介護保険係 電話 0868-54-2986